

平成 23 年 8 月

投資家の皆さまへ

アムンディ・ジャパン株式会社

「アムンディ・りそな世界グリーン・バランス・ファンド
(愛称：あしたの地球)」信託終了（繰上償還）予定のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。また、平素より格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、追加型証券投資信託「アムンディ・りそな世界グリーン・バランス・ファンド（愛称：あしたの地球）」（以下「本ファンド」といいます）は受益者の皆さまの長期的な資産運用の一助となるべく運用を行ってまいりましたが、信託財産の純資産総額が効率的な運用に必要な額に達しておらず、十分に分散されたポートフォリオを組むことが困難なため、本来の商品性を維持した形での運用の継続が難しい状況でございます。弊社と致しましては、このまま運用を継続するよりも、本ファンドの信託契約を解約し、お預かりした運用資産を受益者の皆さまにお返しすることが受益者の皆さまにとって最善であると判断致しました。

なお、現在、本ファンドは平成 23 年 8 月 10 日（水）時点の受益者（平成 23 年 8 月 8 日（月）までに取得のお申込みをなされた方を含みます）を対象に、下記の日程で信託終了（繰上償還）に関する書面決議の手続きを行っております。

本決議は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の 3 分の 2 以上の賛成をもって可決されます。その場合、予定通り平成 23 年 10 月 11 日（火）をもって本ファンドの信託を終了（繰上償還）致します。また、購入のお申込みは平成 23 年 9 月 16 日（金）までとし、9 月 17 日（土）以降の購入のお申込みは受けません。何卒、ご理解を賜りますよう、宜しく願い申し上げます。

敬具

記

信託終了（繰上償還）に係る書面決議の手続き及び日程

- | | |
|------------------|---|
| ① 受益者の確定 | 平成 23 年 8 月 10 日（水） |
| ② 書面による議決権の行使の期間 | 平成 23 年 8 月 10 日（水）～平成 23 年 9 月 12 日（月） |
| ③ 書面による決議の日 | 平成 23 年 9 月 15 日（木） |
| ④ 信託終了（繰上償還）予定日 | 平成 23 年 10 月 11 日（火） |

お申込みの際は、上記の件につきましてご留意くださいますよう、宜しく願い申し上げます。

以上

使用開始日 2011.08.10

アムンディ・りそな世界グリーン・バランス・ファンド

追加型投信/海外/資産複合

あしたの地球^(愛称)

- 本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。この目論見書により行うアムンディ・りそな世界グリーン・バランス・ファンドの受益権の募集については、発行者であるアムンディ・ジャパン株式会社（委託会社）は、同法第5条の規定により有価証券届出書を平成23年2月9日に関東財務局長に提出しており、平成23年2月10日にその届出の効力が生じております。
- ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は下記＜ファンドに関する照会先＞のホームページで閲覧できます。また、本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書（請求目論見書）に掲載されております。
- 投資信託説明書（請求目論見書）については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。ご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づいて組成された金融商品であり、商品内容の重大な変更を行う場合には、同法に基づき事前に受益者の意向を確認する手続き等を行います。また、ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- ファンドの販売会社、基準価額等については、下記＜ファンドに関する照会先＞までお問合せください。

ファンドの商品分類および属性区分

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型投信	海外	資産複合	その他資産 (投資信託証券(資産複合 (株式、債券)、資産配分固定型))	年12回 (毎月)	グローバル (日本を除く)	ファミリー ファンド	なし

商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご覧ください。

■ 委託会社【ファンドの運用の指図を行う者】

アムンディ・ジャパン株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第350号

設立年月日: 1971年11月22日

資本金: 12億円(2011年3月末現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額:

1兆4,994億円(2011年5月末現在)

■ 受託会社【ファンドの財産の保管および管理を行う者】

株式会社 りそな銀行
(再信託受託会社: 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)

■ <ファンドに関する照会先>

アムンディ・ジャパン株式会社

お客様サポートライン 0120-202-900 (フリーダイヤル)
受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
ホームページアドレス: <http://www.amundi.co.jp>

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

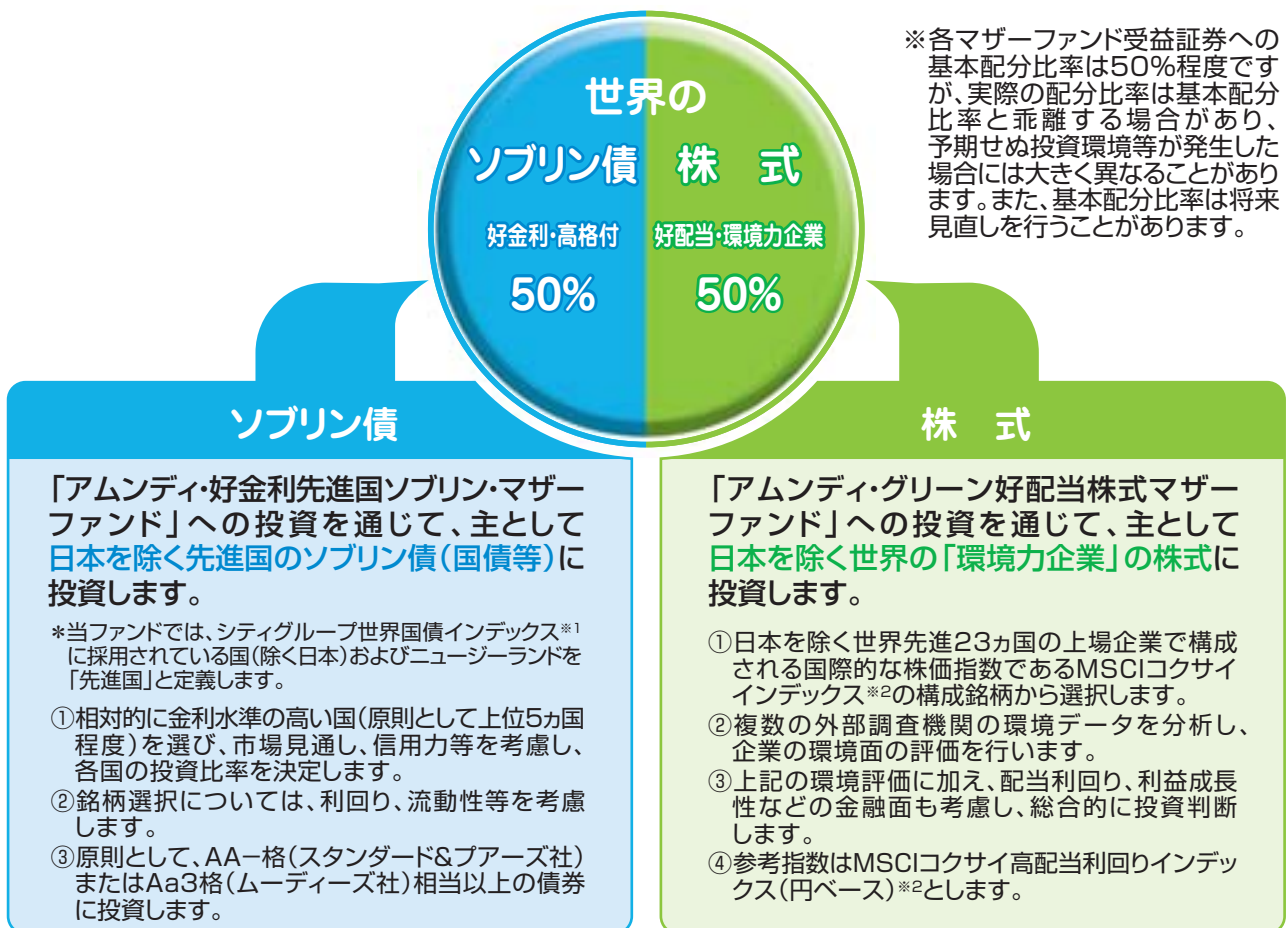
ファンドの目的・特色

◎ファンドの目的

ファンドは、日本を除く世界各国の株式およびソブリン債(国債等)を実質的な主要投資対象とし、安定した収益の確保と中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

◎ファンドの特色

 **1** 日本を除く世界の株式と債券に、原則として50%^{*}ずつ投資するバランスファンドです。



※各マザーファンド受益証券への基本配分比率は50%程度ですが、実際の配分比率は基本配分比率と乖離する場合があります、予期せぬ投資環境等が発生した場合には大きく異なることがあります。また、基本配分比率は将来見直しを行うことがあります。

※1 シティグループ・グローバル・マーケット・インクが開発した、世界主要国の国債の総合投資利回りを各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。

※2 MSCI Inc.が開発した株価指数です。同指数に関する著作権、その他知的財産権はMSCI Inc.に帰属しております。

「環境力企業」とは環境を大切にしている企業

以下は「あしたの地球」が投資する世界の環境力企業の定義の一例であり、必ずしもすべての組入銘柄にあてはまるとは限りません。



- 1.地球温暖化防止のための具体的目標を策定、実行している企業。
- 2.付加価値の高い地球環境関連技術を有する企業や環境配慮がなされたプロジェクトに対して投資や融資の形で積極的な支援を行う金融機関。
- 3.環境マネジメントシステム^{*}を導入するなど、環境配慮を経営課題のひとつとして位置づけている企業。

*企業が自主的、積極的に環境保全のために取る行動を計画・実行・評価することであり、国ごとに定められている規格のほか、世界共通の規格としてISO(国際標準化機構)のISO14000シリーズなどがあります。

- 4.環境に配慮した製品開発を中核とする企業。

◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。



各マザーファンドの運用はアムンディに委託します。

アムンディ

アムンディは、運用資産規模で6,895億ユーロ(約74兆円、1ユーロ=107.90円で換算。2010年12月末現在)を超え、欧州第3位^{*}、世界ではトップ・テン^{*}に入るグローバルプレーヤーの運用会社です。世界30カ国以上の主要な投資地域の中心に拠点を持ち、すべてのアセットクラスや主要通貨を網羅する広範囲な運用商品を提供しています。

^{*}インベストメント・ペンション・ヨーロッパによるトップ400社調査(2010年6月版(数値は2009年12月末現在))

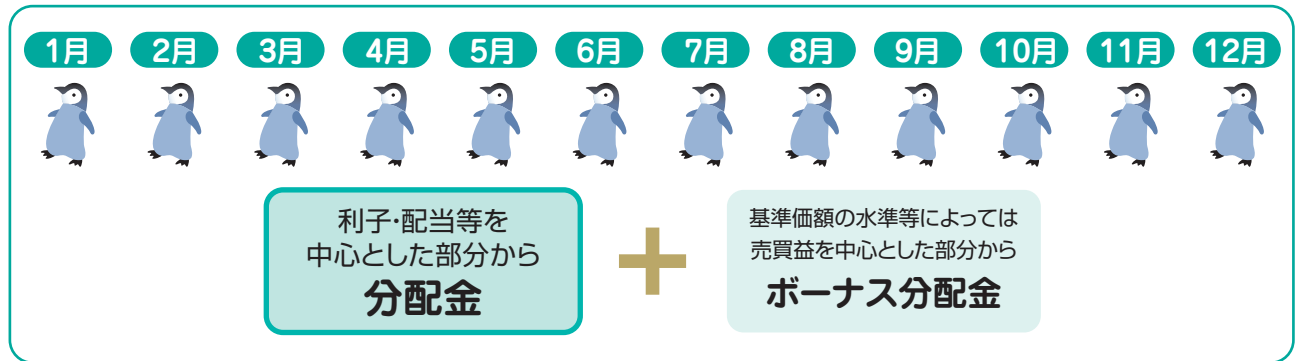


実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。



原則として、毎月10日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、分配を行うことを目指します。

【収益分配のイメージ図】



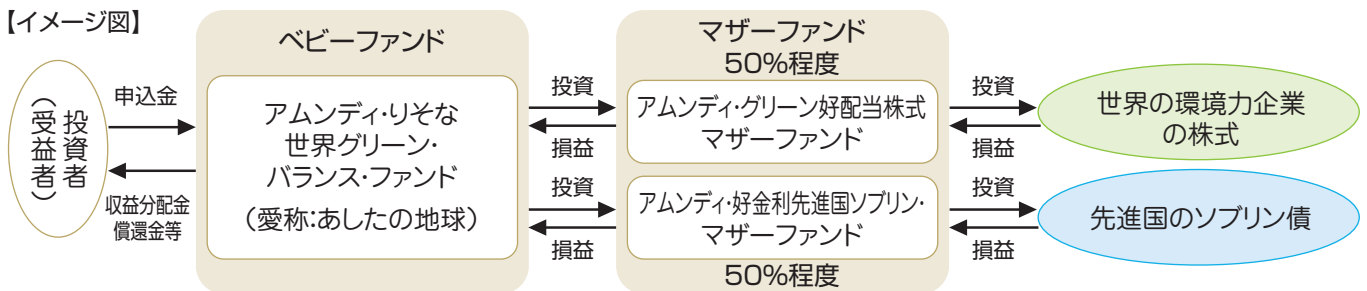
^{*}上記はイメージであり、将来の分配金の支払およびその金額について示唆・保証するものではありません。分配金額は、委託会社が収益分配方針に基づいて決定します。あらかじめ一定額の分配をお約束するものではありません。分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。

◎ファンドの仕組み

ファンドはファミリーファンド方式^{*}で運用します。

^{*}ファミリーファンド方式とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資者からご投資いただいた資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資して実質的な運用を行います。

【イメージ図】



^{*}各マザーファンドへの投資比率は変更することがあります。

◎主な投資制限

- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- 株式への直接投資は行いません。
- 投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

投資リスク

◎基準価額の変動要因

ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、主として株式や債券など値動きのある有価証券（外貨建資産には為替変動リスクがあります）に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではありません**。ファンドの基準価額の下落により、**損失を被り投資元本を割込むことがあります**。ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。

① 価格変動リスク

ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて値動きのある有価証券等に投資を行いますので、ファンドの基準価額は実質的に組入れられた有価証券等の価格変動の影響を受け変動します。有価証券等の価格は、その発行体の財務状況、一般的な経済状況や金利、市場の需給等により変動します。したがって、実質的に組入れられた**有価証券等の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります**。

② 為替変動リスク

ファンドは円建で基準価額が表示される国内投信ですが、実質的な主要投資対象である海外の株式および債券は外貨建であり、原則として為替ヘッジは行いません。したがって、ファンドの基準価額は、**円高になった場合、投資する外貨建資産の円貨建価値が下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となり、損失を被り投資元本を割込むことがあります**。

③ 金利変動リスク

債券価格は金利変動により変動します。一般的に金利が上昇した場合には債券価格は下落し、ファンドの基準価額が下落する要因になり、**損失を被り投資元本を割込むことがあります**。

④ 信用リスク

ファンドが実質的に投資する有価証券について、発行体の財政状況および一般的な経済状況または経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化は価格下落の要因であり、ファンドの基準価額の下落要因となります。また、有価証券の発行体が破産した場合は、投資資金を回収することができなくなることがあります。その結果、**ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります**。

◆基準価額の変動要因（投資リスク）は上記に限定されるものではありません。

◎その他の留意点

1. 分配金の支払いに関する留意点

分配金は当該期にファンドが得る利子・配当等収入、売買益、評価益を超えて支払われることがあり、投資者のファンドの購入価額によっては、分配金は実質的に元本からの払戻し部分を含むことになる場合があります。また、ファンドの純資産は分配金支払い後に減少することになり、基準価額の下落要因となります。基準価額に対する分配金の支払率はファンドの収益率を示すものではありません。

2. 環境力企業の株式への投資に関する留意点

環境力企業の選定にあたっては、環境対策の技術力を持つ企業だけでなく、環境に配慮した経営方針を打ち出している企業や、環境力企業に対して金利優遇等の形で支援を行っている金融機関も投資対象に含みます。また、市場環境等の変化によっては、環境力企業ではない企業の株式に実質的に投資する可能性もあります。

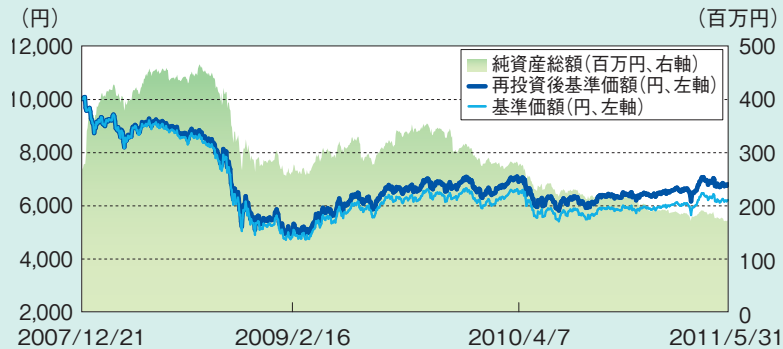
ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

◎リスクの管理体制

ファンドのリスク管理として、運用リスク全般の状況をモニタリングするとともに、運用パフォーマンスの分析および評価を行い、リスク委員会に報告します。このほか、委託会社は関連法規、諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況をモニターしリスク委員会に報告するほか、重大なコンプライアンス事案については、コンプライアンス委員会で審議を行い、必要な方策を講じており、グループの独立した監査部門が随時監査を行います。

◆上記は本書作成日現在のリスク管理体制です。リスク管理体制は変更されることがあります。

◎基準価額・純資産の推移



*再投資後基準価額は、税引前分配金を分配時に再投資したものとして表示しています。
*基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

基準価額	6,207円	純資産総額	172百万円
------	--------	-------	--------

◎分配の推移

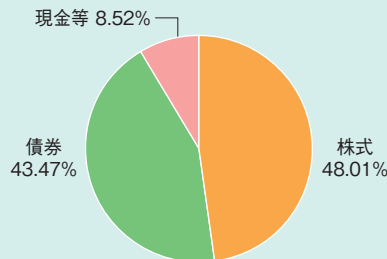
決算日	分配金
35期(2011年1月11日)	10円
36期(2011年2月10日)	10円
37期(2011年3月10日)	10円
38期(2011年4月11日)	10円
39期(2011年5月10日)	10円
直近1年累計	120円
設定来累計	607円

*分配金は1万口当たり・税引前です。
*直近5期分を表示しています。

◎主要な資産の状況

[ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っており、組入上位10銘柄は各マザーファンドのポートフォリオの状況を記載しています。]

◆資産配分



*比率は純資産総額に対する実質投資割合です。
*現金等には未払諸費用等を含みます。
*四捨五入の影響で100%とならない場合があります。

◆組入上位10銘柄 (アムンディ・好金利先進国ソブリンマザーファンド)

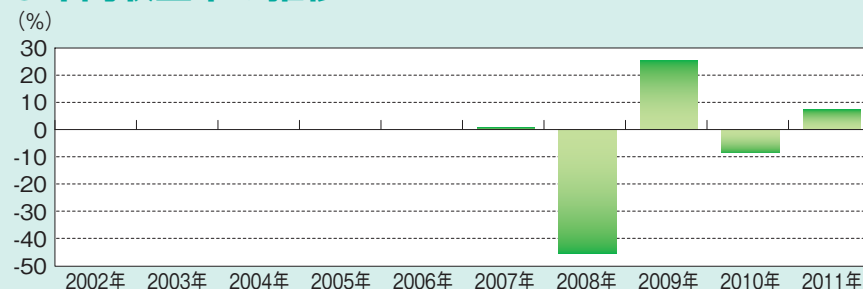
	銘柄	国	純資産比 (%)
1	RAGB 3.8 10/20/13	オーストリア	15.95
2	ACGB 6.5 05/15/13	オーストラリア	14.48
3	NZGB 6 11/15/11	ニュージーランド	13.61
4	DGB 6 11/15/11	デンマーク	10.45
5	ACGB 6.25 06/15/14	オーストラリア	9.11
6	DGB 4 11/15/12	デンマーク	8.15
7	NZGB 6.5 04/15/13	ニュージーランド	5.68
8	RAGB 5 07/15/12	オーストリア	4.87
9	NGB 6.5 05/15/13	ノルウェー	4.31

*組入銘柄は全9銘柄です。

◆組入上位10銘柄 (アムンディ・グリーン好配当株式マザーファンド)

	銘柄	業種	純資産比 (%)
1	AT&T	電気通信サービス	4.56
2	CHEVRON	エネルギー	3.37
3	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2.92
4	COCA COLA	食品・飲料・タバコ	2.92
5	PFIZER	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2.88
6	NOVARTIS	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2.52
7	COMMONWEALTH BK of AUSTRALIA	銀行	2.26
8	TELEFONICA	電気通信サービス	2.25
9	ROYAL DUTCH SHELL	エネルギー	2.17
10	WESTPAC BANKING	銀行	1.99

◎年間収益率の推移



*年間収益率は、税引前分配金を分配時に再投資したものとして計算しています。
*ファンドにはベンチマークはありません。
*2007年は設定日(12月21日)から年末までの騰落率、2011年は年初から5月31日までの騰落率を表示しています。

◎期間別騰落率

期間	騰落率 (%)
1ヵ月	-3.25
3ヵ月	4.23
6ヵ月	8.04
1年	10.18
3年	-25.91
設定来	-32.02

*騰落率は、税引前分配金を分配時に再投資したものとして計算しています。したがって、実際の投資家利回りとは異なります。

※上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
※運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

手続・手数料等

◎お申込みメモ

購入単位	1円または1口を最低単位として販売会社が定める単位とします。 詳しくは販売会社にお問合せください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金	換金申込受付日から起算して、原則として5営業日目から販売会社においてお支払いします。
購入・換金申込受付不可日	ファンドの休業日（東京証券取引所の休業日、ユーロネクストの休業日あるいはフランスの祝休日のいずれかに該当する場合は、受け付けません。
申込締切時間	原則として毎営業日の午後3時 [*] までに購入・換金のお申込みができます。 販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
購入の申込期間	平成23年2月10日から平成24年2月10日までとします。 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	委託会社の判断により、一定の金額を超える換金申込には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込受付を中止すること、および既に受付けた購入・換金の申込受付を取消すことができます。
信託期間	無期限とします。（設定日：平成19年12月21日）
繰上償還	委託会社は、ファンドの受益権の口数が10億口を下回った場合または信託を終了させることが投資者のために有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を繰上げて信託を終了させることができます。
決算日	年12回決算、原則毎月10日です。休業日の場合は翌営業日とします。
収益分配	年12回。毎決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。 収益分配金の「再投資」を選択した場合、税引後無手数料で再投資されます。
信託金の限度額	5,000億円です。
公 告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎年5月、11月の決算時および償還時に運用報告書を作成し、知っている受益者に販売会社よりお届けいたします。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 配当控除・益金不算入制度は適用されません。

※上記所定の時間までにお申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎてからのお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

◎ファンドの費用・税金

ファンドの費用

<投資者が直接的に負担する費用>

購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。 本書作成日現在の料率上限は2.625% (税抜2.5%)です。詳しくは販売会社にお問合せください。
信託財産留保額	ありません。

<投資者が信託財産で間接的に負担する費用>

運用管理費用 (信託報酬)	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に対し年率1.5855% (税抜1.51%)を乗じて得た金額とし、ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。																							
	[信託報酬の配分] (年率)																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">ファンドの純資産総額</th> <th colspan="3">信託報酬率</th> </tr> <tr> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500億円未満の場合</td> <td>0.7875% (税抜 0.75%)</td> <td>0.735% (税抜 0.70%)</td> <td>0.063% (税抜 0.06%)</td> </tr> <tr> <td>500億円以上 1,000億円未満の場合</td> <td>0.735% (税抜 0.70%)</td> <td>0.7875% (税抜 0.75%)</td> <td>0.063% (税抜 0.06%)</td> </tr> <tr> <td>1,000億円以上 2,000億円未満の場合</td> <td>0.6825% (税抜 0.65%)</td> <td>0.840% (税抜 0.80%)</td> <td>0.063% (税抜 0.06%)</td> </tr> <tr> <td>2,000億円以上の場合</td> <td>0.630% (税抜 0.60%)</td> <td>0.8925% (税抜 0.85%)</td> <td>0.063% (税抜 0.06%)</td> </tr> </tbody> </table>	ファンドの純資産総額	信託報酬率			委託会社	販売会社	受託会社	500億円未満の場合	0.7875% (税抜 0.75%)	0.735% (税抜 0.70%)	0.063% (税抜 0.06%)	500億円以上 1,000億円未満の場合	0.735% (税抜 0.70%)	0.7875% (税抜 0.75%)	0.063% (税抜 0.06%)	1,000億円以上 2,000億円未満の場合	0.6825% (税抜 0.65%)	0.840% (税抜 0.80%)	0.063% (税抜 0.06%)	2,000億円以上の場合	0.630% (税抜 0.60%)	0.8925% (税抜 0.85%)	0.063% (税抜 0.06%)
	ファンドの純資産総額		信託報酬率																					
委託会社		販売会社	受託会社																					
500億円未満の場合	0.7875% (税抜 0.75%)	0.735% (税抜 0.70%)	0.063% (税抜 0.06%)																					
500億円以上 1,000億円未満の場合	0.735% (税抜 0.70%)	0.7875% (税抜 0.75%)	0.063% (税抜 0.06%)																					
1,000億円以上 2,000億円未満の場合	0.6825% (税抜 0.65%)	0.840% (税抜 0.80%)	0.063% (税抜 0.06%)																					
2,000億円以上の場合	0.630% (税抜 0.60%)	0.8925% (税抜 0.85%)	0.063% (税抜 0.06%)																					
毎計算期間末または信託終了のとき、信託財産中から支弁します。																								
委託会社がマザーファンドの投資顧問会社に支払う報酬額は、信託財産の日々の純資産総額に以下の報酬率を乗じて得た金額とし、毎計算期間末または信託終了のとき、委託会社の報酬から支払うものとします。																								
(年率)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>ファンドの純資産総額</th> <th>報酬率(税抜)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500億円未満の場合</td> <td>0.75%以内</td> </tr> <tr> <td>500億円以上1,000億円未満の場合</td> <td>0.70%以内</td> </tr> <tr> <td>1,000億円以上2,000億円未満の場合</td> <td>0.65%以内</td> </tr> <tr> <td>2,000億円以上の場合</td> <td>0.60%以内</td> </tr> </tbody> </table>	ファンドの純資産総額	報酬率(税抜)	500億円未満の場合	0.75%以内	500億円以上1,000億円未満の場合	0.70%以内	1,000億円以上2,000億円未満の場合	0.65%以内	2,000億円以上の場合	0.60%以内													
ファンドの純資産総額	報酬率(税抜)																							
500億円未満の場合	0.75%以内																							
500億円以上1,000億円未満の場合	0.70%以内																							
1,000億円以上2,000億円未満の場合	0.65%以内																							
2,000億円以上の場合	0.60%以内																							
◆上記の運用管理費用(信託報酬)は、本書作成日現在のものです。																								
その他の費用・手数料	<p>実質組入有価証券の売買委託手数料、資金の借入れにかかる借入金の利息、信託事務等の諸費用等は、投資者の負担とし、信託財産中から支払われます。</p> <p>監査費用等(上限85万円(1回当たり、税込)(本書作成日現在))は5月および11月の計算期間の末日または信託終了のとき信託財産中から支払われます。</p> <p>※その他の費用・手数料の合計額は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。</p>																							

◆ファンドの費用の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して10%

- ◆上記は、平成23年6月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- ◆法人の場合は上記とは異なります。
- ◆税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

Amundi

ASSET MANAGEMENT
アムンディ アセットマネジメント